

令和3年4月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年4月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和3年4月26日(月)午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10番 :	忠 貞夫
委 員 :	11番 :	川上 勝之	委 員 :	12番 :	今井 輝子
委 員 :	13番 :	馬場 勝	委 員 :	14番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 :	15番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18番 :	石栗 博美
委 員 :	黒川 :	21番 :	今井 明	委 員 :	築地 :	20番 :	浮須 宗之
				委 員 :	黒川 :	22番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委 員 : 築地 : 19番 : 小熊 威

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第5号議案 令和3年度事業計画(案)について

第4 報 告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第29条)  
の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 榎本富夫、係長 : 高橋知也、主任 : 佐藤豊、主任 : 伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和3年4月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、5番澁谷和幸委員、6番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、3月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>4月1日、臨時総会及び協議会をここ市役所4階全員協議会室で開催いたしました。</p> <p>4月19日、4月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、売買が5件の計6件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、堀口地内の畑について贈与するもので、申請面積は156㎡であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、乙地内の畑について売り渡しするもので、申請面積は500㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により、築地地内の畑について売り渡しするもので、申請面積は1,563㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により、築地地内の畑について売り渡しするもので、申請面積は1,451㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>5番の案件は、経営の拡大により、村松浜地内の畑について売り渡しするもので、申請面積は5,497㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>6番の案件は、譲渡人からの要望により、栗木野新田地内の田について売り渡しするもので、申請面積は3,208㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いいたします。</p>

	いします。
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 4 月 19 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 1 件、売買が 5 件の計 6 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>1 号議案の 3、4、5 の案件ですが、耕作面積の欄、これ数字書いてあるのですがカッコ書きで良いのでしょうか全部。畑の面積だけの表示ですか。</p>
事務局	<p>はい、畑の所有する面積のみです。</p>
2 番	<p>田は無しだね。分かりました。</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、宅地拡張のための事業計画変更が 1 件、資材置場のための事業計画変更が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の畑において、譲渡人である祖父から譲受人が贈与を受けて住宅を建築するための転用で、申請面積は 264 m<sup>2</sup>、建築面積は 72.87 m<sup>2</sup>であります。</p>

	<p>2 番の案件は、鷹ノ巣地内の田において、宅地拡張として令和 3 年 1 月 25 日に許可した案件で、当初計画者から承継者である会社の事業として整備することとなったことによる計画変更であります。申請面積は 163 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>3 番の案件は、高畑地内の畑において、当初、譲渡人の住宅建築として昭和 56 年 7 月 21 日に許可した案件ですが、事情により住宅を建築出来ず、譲受人が営む賃貸住宅等の維持管理・施行の事業のため資材置場として転用するものであります。申請面積は 346 m<sup>2</sup>、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>4 番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用で、同地区内で山砂採取を継続し、10 期目として山砂採取の申請を行う箇所であります。合計で 37 筆、所要面積は 19,656 m<sup>2</sup>、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>4 番の案件については、面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>6 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、宅地拡張のための事業計画変更が 1 件、資材置場のための事業計画変更が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の 1 番から 3 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p>
	<p>(農業委員・挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から27番は、農地集積により農地中間管理機構と賃借権及び使用賃借権を新規に設定するものが15件、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが4件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが5件、労力不足により賃借権を再設定するものが3件の、計27件であります。</p> <p>1番から15番の農地集積については、鍬江地内のほ場整備事業を契機として、事業実施前に、農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集積する、地域集積協力金の集積・集約化タイプに取り組むこととなりました。そのため一部、経営転換協力金などで先行して契約する譲渡人15名が、農地中間管理機構と16年間の賃借権及び使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>1番から議案書8ページの9番は、16年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円から12,000円であります。</p> <p>10番から議案書9ページの15番は、16年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>鍬江地区のこの他の地域集積協力金対象者の賃借等は、農繁期後に設定する予定であります。</p> <p>続きまして16番から18番は、中間管理事業により5年間から11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、13,000円から20,000円であります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>19番は、中間管理事業により6年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、25,000円であります。</p> <p>20番から24番は、労力不足により認定新規就農者、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、田で15,000円から22,000円、畑で10,000円であります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>25番から27番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、16,000円から25,300円であります。</p> <p>再設定につきましては、前回の賃借料をカッコ書きしております。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から27番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の1番から27番の事前審査結果について、11番川上勝之</p>

	<p>事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 27 番は、農地集積により農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが 15 件、労力不足により農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 4 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 5 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 3 件の、計 27 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 27 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 27 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 27 番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 28 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定の 28 番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、中間管理事業により 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、10,000 円であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 28 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第 3 号議案の利用権設定の 28 番の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 28 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 28 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 28 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 28 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 29 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	それでは、事務局説明願います。
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定の 29 番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 70kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 29 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p>



	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 29 番の事前審査結果について、11 番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 29 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものがあります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりでありまして、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 29 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 29 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 29 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案は 5 件であります。1 番の案件は桃崎浜地内の畑 2 筆 1,919 m<sup>2</sup>、2 番の案件は中村浜地内の畑 2 筆 1,636 m<sup>2</sup>、3 番の案件は坪穴地内の田 469 m<sup>2</sup>、4 番の案件は須巻地内の田畑 4 筆 1,052 m<sup>2</sup>、5 番の案件は持倉地内の畑 365 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>いずれの案件も、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定され、現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられ、農地法の対象となる農地では</p>

	<p>ないものと思われます。</p> <p>第4号議案につきましては、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。</p> <p>13ページ及び14ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の事前審査結果について、11番川上勝之事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は5件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件はいずれも原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「令和3年度事業計画(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書15ページをお願いします。</p> <p>第5号議案は、令和3年度における農業委員会の事業計画を定めるもので、農業委員会のホームページで公表されるものです。</p> <p>事業計画の内容につきましては、これまでの事業を概ね承継しております。今年度も農地利用の最適化の役割や人・農地プランの活用が重要であることから、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって活動を展開することなどを掲げさせていただきました。</p> <p>実施の時期につきましても、例年通りとなっております。</p>

<p>議長</p>	<p>また、皆様の活動状況・活動結果に伴い、農地利用最適化交付金が報酬の上乗せ分として、支給されておりますので、2の事業計画（7）その他で活動記録簿について記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">（質疑・なしの声）</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第5号議案について、事務局案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（農業委員：挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4の報告第1号「農地法第4条第1項第8号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号をご説明申し上げます。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>説明の前に、農地法第4条第1項第8号の該当による届出の内容について説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条では、自己が所有する農地を農地以外に利用するときは、転用の許可が必要とされておりますが、利用目的が農業用施設の場合で、必要とされる建築物等の面積が200㎡未満のときは、転用の許可が不要とされ、農業委員会に届出をいただいているものであります。</p> <p>1番の案件は、堀口地内の畑において、令和2年12月に建築された農機具庫72㎡の届出が未済であったため、この度、届出されたものであります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第4の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和3年4月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和3年4月26日

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_